

平成23年11月4日

美幌町自治推進委員会

会長 菅 野 隆 秋 様

美幌町長 土 谷 耕 治

美幌町住民投票条例（素案）について（諮問）

平成23年4月1日に施行されました美幌町自治基本条例第17条及び第18条の規定に基づき、美幌町住民投票条例（素案）を策定しましたので、美幌町自治基本条例第49条の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

美幌町住民投票条例（素案）について

- （1）住民投票の対象となる事項
- （2）請求資格者及び投票資格者
- （3）住民投票の形式
- （4）住民投票と選挙の投票日が重なった場合
- （5）情報の提供
- （6）住民投票運動
- （7）投票資格者名簿の作成
- （8）投票の方法
- （9）投票の成立要件
- （10）再請求等の制限期間
- （11）その他住民投票制度全般